

令和5年度北谷町観光動向分析調査業務仕様書

1 件名 令和5年度北谷町観光動向分析調査業務

2 目的

本業務は、本町における観光統計データの収集、整理、分析を行うことで、本町の観光統計データを整備し、当該データを基に既存の観光振興施策の改善や新規観光振興施策の立案へと繋げることで、効果的な観光振興施策を実施するものである。また、本町の観光関連事業者も活用できる観光統計データとすることでその事業発展に資し、本町と観光関連事業者が一体となって本町の観光振興を図り、本町を訪れる観光客の増加に寄与することを目的とする。

3 契約期間 契約日から令和6年2月29日まで

4 委託業務内容

2の目的を達成するため、以下の(1)～(7)の業務を委託する。委託業務の内容は各項目のとおりとし、それぞれの調査項目や実施方法等は提案者の高度な知識や専門的な技術を活かせるよう提案によるものとする。また、(2)及び(3)の業務については、調査分析に使用するデータの提供元、データ取得方法、データの信頼性について詳細を提示すること。

(1) 観光統計調査の整理

国及び沖縄県、本町、各観光関連団体（一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローや公益財団法人日本交通公社など）が実施した観光統計調査や本町における宿泊実績等を収集、整理し、本町の状況と比較・分析すること。また、地域経済分析システム（RESAS）や地域経済循環分析については有用性を検討した上で、情報収集及び分析すること。

(2) 携帯電話GPS調査

携帯電話のGPS情報を利用し、国内観光客について、来訪者特性や来訪時期等の調査分析を行うこと。

ア 対象期間

直近の任意の1年間

※今後、毎年継続して実施することに留意し、設定すること。

イ 調査項目

- ・ 来訪者の特性

- ・ 来訪時期及び時間帯別来訪者数推移
- ・ 来訪者の行動履歴（本町来訪前後）
- ・ その他、効果的な調査項目

※最終的な調査項目は、本業務を受託した者（以下「受託者」という。）の提案をもとに、本町との協議によって決定することとする。

ウ 調査範囲

町内全域、町内各スポット、特に美浜アメリカンビレッジ地区や北谷フィッシャリーナエリアについては詳細な調査分析を行うこと

エ 大型イベントやスポーツキャンプの詳細分析

本町や近隣市町村で実施される大型イベントやスポーツキャンプ時に本町に訪れる国内観光客について、調査分析を行うこと。

(3) 訪日外国人に係る調査

携帯電話のGPS情報や携帯電話基地局の情報（ローミングデータ）を利用して、国外観光客について、調査分析を行うこと。

ア 対象期間

直近の任意の1年間

※ただし、今後毎年継続して実施することに留意し、設定すること。

イ 分析項目

- ・ 来訪者の特徴
- ・ 来訪時期
- ・ その他、効果的な調査項目

※最終的な調査項目は、受託者の提案をもとに、本町との協議によって決定する。

(4) 観光客満足度・消費動向調査

町内宿泊施設や主要観光施設、イベント等において、アンケート調査を実施する。アンケート件数は、統計的に有用な数量取得すること。

ア 調査項目

- ・ 基本属性
- ・ 来訪目的、観光行動
- ・ 消費行動
- ・ 満足度評価（長所短所等）
- ・ その他効果的な調査項目

(5) その他自由提案

(2)～(4)の業務以外で、効果的で実施可能な調査分析があれば提案を行うこと。

(6) マーケティング分析

各種調査結果を踏まえ、本町を訪れる観光客の動態や特徴等をまとめるとともに、調査結果を本町の観光施策等に活かせるよう提案を行うこと。

(7) 調査結果の利活用に向けた成果報告会や事業検討会等の開催

本業務の調査結果やマーケティング分析を広く周知するための報告会を行うこと。

5 成果品の提出

提出する成果品は次のとおりとする。

- ・ 調査結果報告書（概要版） 電子データ
- ・ 調査結果報告書 電子データ
- ・ 上記電子データが保存された電磁的記録媒体 1個（CD-ROMやUSBメモリ等）

6 その他

(1) 資料の提出及び説明等の協力について

本事業は沖縄振興特別推進市町村交付金（以下、「一括交付金」という。）を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するために本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成や根拠を求める場合がある。その際は求めに応じて積極的に協力すること。

(2) 経費対象及び帳票取扱

本業務の実施に係る一切の経費（人件費、消耗品費、通信運搬費等）は契約金額を含む。また、経費支出における見積書、契約書、請求書等の支出関連帳票は、本町からの照会対応として契約期間終了後5年間は整理保存すること。なお、経費支出については、一括交付金の制度対象とならない場合があることから、疑義ある時または必要に応じて本町に照会すること。また、受託者が他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。

(3) 業務適用範囲の確認

本仕様書に記載のない事項であっても、社会一般に実施される業務項目は本業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるとき、受託者は本町と協議することができる。

(4) 契約不適合責任

本事業における請負業務に関しては、契約不適合責任が生ずる。

(5) 個人情報の取扱い

本業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適正な管理のもとで取り扱い、本業務の目的以外には使用しないこと。個人情報の保護に関する法律（平成15年

法律第 57 号) を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(6) 業務の再委託

受託者は業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて本町へ報告し、承諾を得なければならない。

(7) 業務成果の帰属等

ア 取得財産及び著作権の帰属

本業務で取得した全ての財産は、原則として本町へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は、本町へ帰属する。

ただし、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権は除く。

イ 著作権等の処理

第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、本町は責任を負わない。

(8) 双方協議

本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、本町及び受託者双方協議のうえ決定する。